

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	北郡山 (北郡山)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	125.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	125.3 ha
② 田の面積	122.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.3 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	27.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.8 ha
(備考)遊休農地面積 ha(うち1号遊休農地 ha、2号遊休農地 ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が少なく地域内においては集積が進んでいる状況である。県認定である地域外の担い手を有効に活用することで耕作放棄地を未然に防いでいる。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を基幹に転作作物(小麦)の栽培により農地の有効利用を図る。

水稻・小麦栽培において矢巾カントリーEVを活用する。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

## (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営者との間で集約を進める。

## (2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	61.5 %	将来の目標とする集積率	61.7 %
--------	--------	-------------	--------

## (3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

団地数は現状維持し、団地面積の拡大を目指す。

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

#### (1) 農用地の集積、集団化の取組

地域の担い手を中心に集積・集約化を進め、農業委員会及び農地コーディネーターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組

地域の声を踏まえながら必要に応じて対応する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

水稻については農地中間管理機構を通じて地域内において耕作者を募るほか、県認定の担い手を有効に活用するほか、広く人材を集め矢巾町及び岩手中央農協と連携し地域内で育成する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できるドローンによる防除作業委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

- ①侵入防止柵の管理や放置果樹の撤去など、地域における鳥獣を寄せ付けない対策を行うほか、町鳥獣被害防止対策協議会、町獵友会と連携し個体数の減少に取り組む。
- ②みどり戦略など出来るところから取り組みを検討する。
- ③ドローンをはじめとする省力化に資する取り組みを推進する。
- ⑤大白沢地区については樹園地が広がっていることから地域の内外を問わず広く人材を集めて農地を管理する。
- ⑦自治会で畔畔の草刈りを行うなど、地域全体で農地の保全管理に努めている。

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	A	水稻、小麦、大豆	41.7 ha	0 ha	水稻、小麦、大豆	42.0 ha	0 ha	A	
認農	B	水稻、小麦、大豆	4.0 ha	0 ha	水稻、小麦、大豆	4.0 ha	0 ha	B	
認農	C	水稻	8.7 ha	0 ha	水稻	8.7 ha	0 ha	C	
認農	D	水稻、小麦	15.4 ha	0 ha	水稻、小麦	15.4 ha	0 ha	D	
利用者	E	水稻	4.9 ha	0 ha	水稻	4.9 ha	0 ha	E	
認農	F	水稻	2.2 ha	0 ha	水稻	2.2 ha	0 ha	F	
利用者	G	水稻	0.1 ha	0 ha	水稻	0.1 ha	0 ha	G	
			ha	0 ha		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		77.0 ha	0 ha		77.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する  
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は  
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積  
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、  
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め  
てください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	該当なし		

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

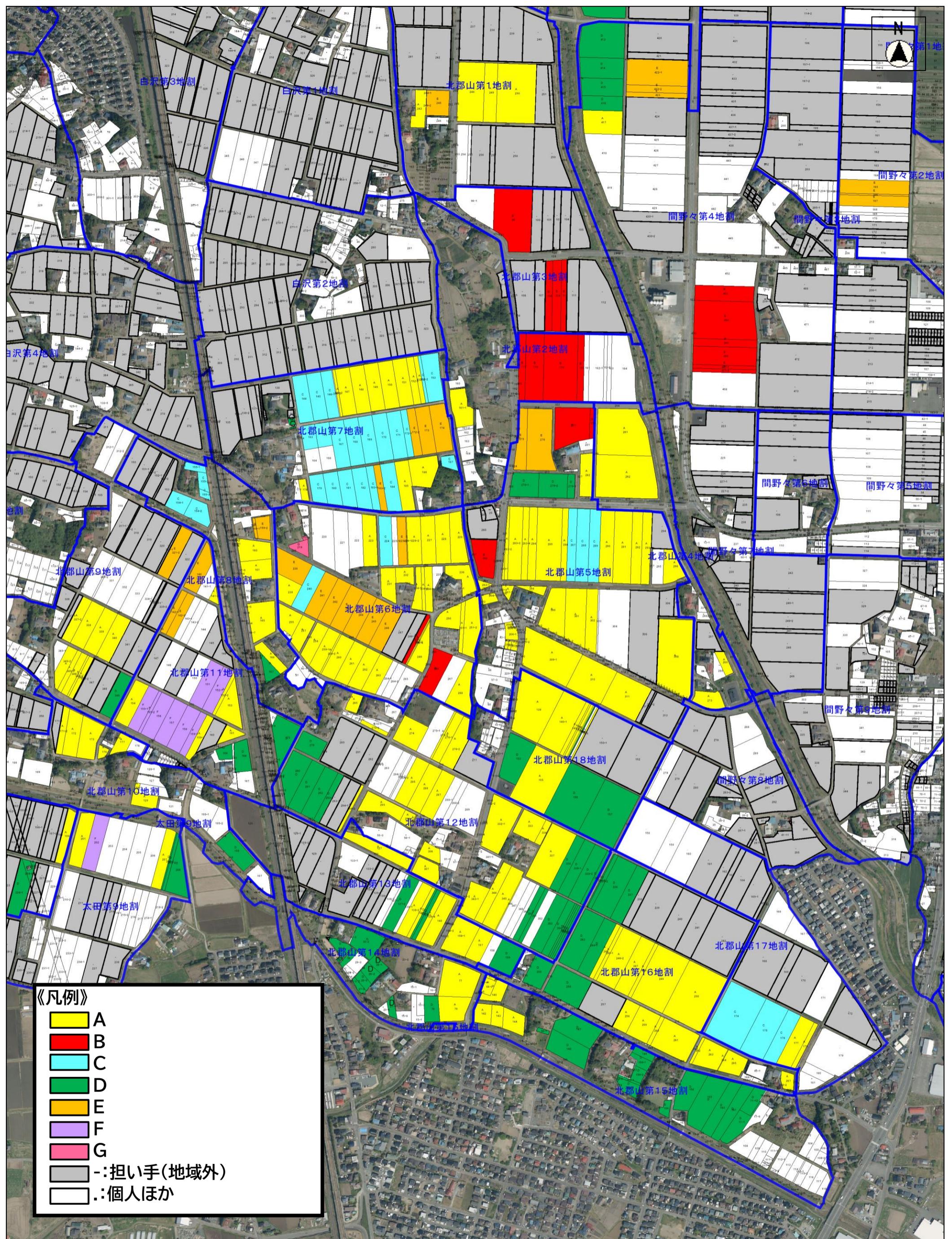
### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

# 地域計画図面 北郡山(北郡山1・北郡山2)



矢巾町の地域計画については、「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域外及び農業振興地域内の農用地区域外農地」は対象としておりません。  
対象地の確認については矢巾町役場産業観光課にお問い合わせください。